

若い世代の“やってみよう”を応援！！

蒲郡市 まちづくり活動 チャレンジ助成金

<令和4年度 募集要項>

☆ 応募期間 ☆

令和4年7月1日（金）から
令和4年12月23日（金）まで

先着順です。応募はお早めに！

※詳細・応募書類のダウンロードはこちらから📄



蒲郡市市民生活部協働まちづくり課
がまごおり市民まちづくりセンター



応募できる団体 ※個人での応募はできません

次の要件をすべて満たす団体が応募できます。

- ① 3人以上で組織されていること
- ② 構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している15歳から40歳までの者で組織され、かつ、18歳以上の者が含まれていること
- ③ 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと
- ④ 暴力団と関係を有していないこと



対象となる事業

応募団体が自ら企画し実施する若者が主体で取り組むまちづくり活動で、令和5年3月31日までに完了する事業が対象となります。

<活動分野の例：健康づくり、高齢者等訪問、多世代交流、地域活性化、観光振興、環境保全、防災、地域安全、男女共同参画、情報化推進、経済活性化など>

ただし、次に該当する事業は対象となりません。

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- ③ 部活動又はクラブ活動として実施するもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ 法令、条例等に違反するもの
- ⑥ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの



助成額

1事業15万円を上限とし、1団体につき1年度1回を限度に交付します。



対象経費

助成対象事業の実施に要する経費が対象となります。

ただし、次に該当する経費は対象となりません。

- ① 団体の経常的な運営に関する経費
- ② 助成対象事業の実施に直接関係しない食糧費、慶弔費、交際費等の経費
- ③ 国、県、市等が行う他の補助事業の対象となる経費
- ④ 会員又は会員が経営に関与している企業等へ支出する経費



応募方法

1. “やりたいこと”をがまごおり市民まちづくりセンターへ相談してください。
2. 応募に必要な書類や書き方について、がまごおり市民まちづくりセンターで支援します。
3. 申込書及び関係書類をがまごおり市民まちづくりセンターへ提出してください。



審査方法

提出された申込書は、蒲郡市において各審査項目について各審査基準を満たしているかの審査を行い、合計点が45点を超える場合は交付対象事業となります。

※審査においては、ヒアリングをさせていただく場合があります。

審査項目	審査基準	配点
まちへの思い	蒲郡のまちを良くすることを目的とした事業であるか	30
事業効果	目的に対する効果が期待できる内容であるか	20
計画性	具体的かつ実現可能な内容であるか	20
事業経費	経費の内容は事業に見合った妥当なものであるか ※審査により、対象外経費がある場合は減額します。	
以下、加点項目		
継続性	事業実施後の継続を目指しているか	10



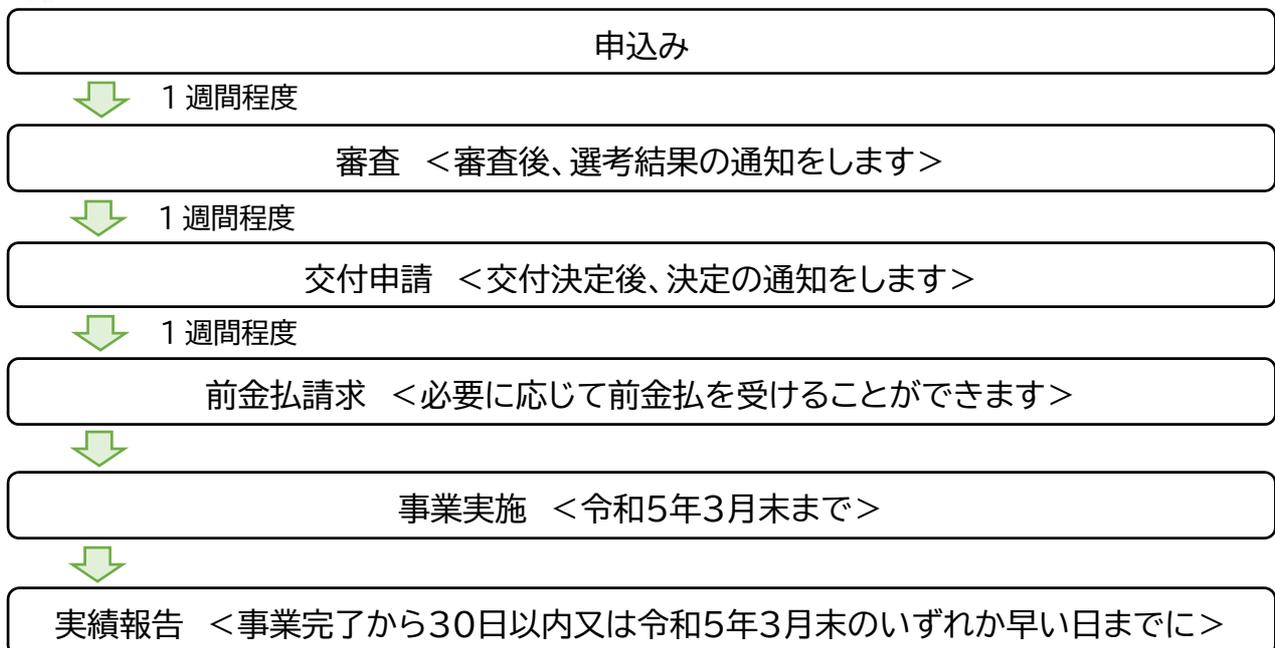
応募期間

応募期間は、令和4年7月1日（金）から令和4年12月23日（金）までですが、予算の範囲内での選考となるため、期間途中で応募を締め切る場合があります。

応募をお考えの場合は、お早めに、がまごおり市民まちづくりセンターへご相談ください。



スケジュール





Q&A

- Q1 学校のクラブを団体として申し込みをする場合、会則等はクラブの会則でよいですか？
A1 クラブ活動と目的等が異なる場合は、まちづくり活動をするための目的や決まりを会則として作成していただきます。なお、学校からの補助等を受けている場合は対象外となります。
- Q2 1回だけの活動のためのグループでも会則が必要ですか？
A2 必要となります。
- Q3 会員に含まれる18歳以上の者は、学校の先生でもよいですか？
A3 学校の先生で問題ありません。
- Q4 保険の加入は必要ですか？
A4 活動中の賠償責任を負う事故や傷害事故等の補償が必要と思われる場合は、ボランティア保険への加入を検討してください。
- Q5 保険料は助成金の対象になりますか？
A5 助成対象事業に対する保険料は対象となります。
- Q6 事業実施の際に気を付けることはありますか？
A6 実績報告の際には領収書を添付した決算書をご提出いただきますので、出納管理及び領収書等の管理をしっかりと行ってください。また、活動報告書の様式を事前に確認し、報告に必要な事項は記録をしておいてください。
- Q7 交付決定を受けた助成金よりも実際の事業経費が少額だった場合はどうなりますか？
A7 実績報告により助成金額を確定しますので、前金払の残額がある場合は返還いただくこととなります。
- Q8 イベントに参加してくれた方々へお礼として渡す品物代は助成対象経費になりますか？
A8 助成対象事業の実施に要する経費ではないため、助成対象経費にはなりません。

<相談・問合、申込先>

がまごおり市民まちづくりセンター
(蒲郡市神明町18-4 蒲郡市勤労福祉会館2階)
TEL & FAX 0533-69-5380
E-MAIL g-machicen@ric.hi-ho.ne.jp



<担当>

蒲郡市市民生活部協働まちづくり課
(蒲郡市旭町17-1 蒲郡市役所本館1階)
TEL 0533-66-1179 FAX 0533-66-1196
E-MAIL kyodo@city.gamagori.lg.jp

